

## <前期末定期試験について>

京都光華女子大学「平成29年度 履修のてびき」より抜粋

### 4. 試験

#### (1) 受験資格

次の各項の一に該当する場合は受験資格がない。

① 当該授業科目の履修登録を行っていない場合。

② 当該授業科目の欠席回数が、所定授業回数の 1 / 3 を超えた場合（通年の授業科目は10回、前期または後期のみの授業科目は5回を超えた場合）。なお、遅刻3回をもって欠席1回とする。

ただし、次の場合は出席日数から省かれるため、欠席回数として算定されない。

ア. 公欠 ①教育実習、介護等体験、博物館実習、日本語教授法実習、相談援助実習A、同B、精神保健福祉援助実習A、同B、保育実習I、同II、同III、栄養士・管理栄養士臨地実習および看護学科臨地実習の実習期間の授業および試験に関して学生本人から科目担当者に公欠の届出のあった場合。（一部省略）

②大学、学部または学科主催の行事や研修等のため、それぞれ学長、学部長、学科長から科目担当者に公欠扱いの依頼があった場合。

イ. 忌引 両親 7日

兄弟姉妹・祖父母 3日

同居の親族 1日

（ただし、遠隔地の場合は往復の時間を考慮する。なお、上記日数は休日等を含む）

ウ. 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症を発症した場合。ただし、医師の診断書により出席停止を必要とされた時期に限る（出席停止の措置がとられた場合、医師において感染のおそれがないと認められ登校を許可されれば、出校停止期間が明記された診断書もしくは、本学所定「感染症治癒・登校許可書」を提出のこと）。

（学校保健安全法施行規則第18条に規定される感染症は次のとおり）

第1種…エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウィルス属SARS コロナウィルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザ（H5NI、H7N9）

第2種…インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5NI、H7N9）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第3種…コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

③ 学生証（有効であること）を携帯していない場合。

（一部省略）

#### (2) 定期試験

定期試験は、前期末（7月下旬～8月上旬）に行うものを「前期末試験」、後期末（1月下旬～2月上旬）に行うものを「学年末試験」とする。履修した授業科目については、原則として試験が行われ、筆記・口述・レポート・論文・実習・製作物などによって行われる。特に、レポート・筆記試験の場合は、次の注意をよく守ること。

### ① レポート

定期試験期間中に提出を指示されたレポートについては、用紙はA4サイズを使用し、指定の表紙を付ける。

#### 提出に関しての注意

- ア. 指定の表紙に必要事項をペン（鉛筆は不可）で記入し、ホッチキスで綴じること（止め金の後ろにセロテープまたは紙を貼る）。
- イ. 提出時にレポート受領票を受取り、成績を確認するまで各自保管すること。
- ウ. 不正行為はしないこと。盗用を含むレポートの提出はこれを認めない。
- エ. 一旦提出した後の追加・訂正・差し替え等はできないので注意すること。
- オ. 提出日・受付時間を厳守すること。時間に遅れた場合は受け付けない。（郵送は不可）

### ② 筆記試験

- ア. 学生証は、必ず机上の通路側に、写真が見えるように置くこと。試験当日、学生証を忘れた者は、試験開始前に、学生サポートセンター（学生生活担当）で「仮学生証（試験受験用）」（当日限り有効）の交付を受けること。
- イ. 不正行為をしないよう厳正な態度で受験すること。
- ウ. 解答用紙は、持ち帰ったり廃棄したりしないこと。
- エ. 試験場には、許可されたもの以外は持ち込まないこと。
- オ. 前記のほか、試験場ではすべて監督者の指示に従うこと。もし従わない場合は、退場を命じられることがある。
- カ. 定期試験に欠席した者は、試験期間終了後3日以内に、所定の「試験欠席届・追試験願」を学生サポートセンター（修学担当）へ提出すること。

### ③ その他

- ア. 試験時間割の見間違いによって受験できなかった場合は、追試験には該当しないため、十分注意すること。
- イ. 試験開始後20分以上遅刻した者は試験を受けることはできない。また、試験開始後30分を経過しなければ試験場から退出できない。一旦退出した者は再入場できない。
- ウ. 定期試験時間は、授業時間と同じ。

## (3) 追 試 験

やむを得ぬ事由で定期試験に欠席した者の願い出に対して行われるのが追試験である。追試験を受けようとする者は、試験期間終了後3日以内に、所定の「試験欠席届・追試験願」に次のものを添付し、学生サポートセンター（修学担当）へ提出しなければならない。

- ① 病気の場合は、医療機関による診断書（欠席した日が明記されているもの）
- ② 就職試験・公式試合などの場合は、学生部長の具申書
- ③ 公欠・忌引・出席停止の感染症（前述参照）および交通機関の事故など、不可抗力による欠席の場合は、それを証明するもの

最終成績は100点を最高点とし、追試験料は1科目につき500円とする。ただし、③の場合の追試験料は徴収しない。

（注）無届欠席者および上の条件を充たさない者に対しては、追試験を行わない。

（一部省略）

## (5) 不正行為について

不正行為をしないよう厳正な態度で受験すること。  
試験における不正行為とは、次のことをいう。

① レポート・論文・実習・製作物において盗用する行為。

※盗用の疑いがあるときは、厳正に調査の上、盗用の有無を確認する。

② 筆記試験において、他の学生の答案をのぞき見て写しどったり、他の学生に写させたりする行為。

③ その他不正な手段を用いて受験すること。

不正行為をした者は、次のとおり処分する。

ア. 定期試験期間開始時にさかのぼって、試験期間中は停学処分とする。

イ. 定期試験期間（追試験、再試験期間を含む）における一切の単位の修得を認めず、評価につ

いては0点とする。

(一部省略)

## 《定期試験に関する注意事項》

**※ 定期試験では、本学発行の「単位互換生履修生証」を提示して受験してください。なお、「所属大学の学生証」も必ず持参すること。**

1. 所属大学の試験と重複して受験できない場合は、まず所属大学の教務担当部署（教務課、教学センター、教務課など）にその旨を申し出てください。

（参考）（単位互換・京カレッジ事業 ガイドライン [大学コンソーシアム京都] より抜粋）

「単位互換科目の試験と所属大学の定期試験が重複した場合は、原則として単位互換科目の試験を優先し、所属大学での試験に関しては所属大学の学内規程にもとづく試験・再試験等の措置を講じてください。」

2. 追試験 ①・②・③の理由により試験を欠席した場合

科目開設大学である「京都光華女子大学」の学内規程にもとづいて対応します。上記の「(3) 追試験」を見てください。所属大学の規程は適用されないので、充分注意して下さい。

手続き・不明な点については下記へ問い合わせてください。

[問合せ先]

京都光華女子大学

学生サポートセンター修学担当（水島）

Tel. 075-325-5350

追試験手続：試験実施日～8月8日（火）（受付時間 平日9:00～16:30、土曜 9:00～12:00）

追試験期間：8月18日（金）～8月21日（月）（8月20日（日）を除く）